令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和5年度調査) オンライン資格確認システムに係る診療報酬上の対応の実施状況調査

ご回答方法

- ◎あてはまる番号を○(マル)で囲んでください。
- ◎「※○は1つ」という質問については、あてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- ◎()内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ◎()内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)」を、わからない場合は「一」をご記入ください。
- ◎特に断りのない限り、令和5年7月1日現在の貴施設の状況についてお答えください。
- ◎災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

◎ 貴施設の状況についてお伺いします。(令和5年7月1日現在)

問 1	所在地(都道府 県・市区町村)	()都・道・府・	県()市・区・町・村		
88.0	00=0.+/注 1	O1 国	02 公立	03 公的	O4 社会保険関係団体		
問2	開設者 ^{注1} ※Oは1つ	05 医療法人	(社会医療法人を除く)	06 会社	07 その他の法人		
	*OB12	08 個人					

注1 国立:国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政 法人地域医療機能推進機構

公立:都道府県、市町村、地方独立行政法人

公的:日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会

社会保険関係:健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合

医療法人: 社会医療法人は含まない

その他の法人:公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人等、その他の法人

問3 受付窓口数		()箇所					
問4 医療機関の種別 ※Oは1つ		O1 病院		有床診療所	03 無床	診療所		
【問4で「O1 病	院」または「O	2 有床診療所」と回答した場合 、問4-1にご回答ください】						
問4-1 許可病床数	一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	病院• 診療所全体		
	床	床	床	床	床	床		
【全ての方が問5にご回答ください】								
問5 標榜診療科 ※該当する もの全てに〇	O1 内科 ^{注2}	02 外	、科 ^{注3} 03	精神科	04	小児科		
	05 皮膚科	06 池	が尿器科 07	産婦人科・産科	凶 08	眼科		
	09 耳鼻咽喉和	斗 10 放	(射線科 11	脳神経外科	12	整形外科		
	13 麻酔科	14 救	7急科 15	歯科・歯科□腸	空外科 ^{注 4} 16	リハビリテーション科		
	17 その他 ()					

- 注2 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科、血液内科、感染症内科、アレルギー内科、リウマチ内科、心療内科、神経内科は、「O1 内科」としてご回答ください。
- 注3 外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科は、「O2 外科」としてご回答ください。
- 注4 小児歯科、矯正歯科は、「15 歯科・歯科口腔外科」としてご回答ください。

◎ オンライン資格確認等の実施状況についてお伺いします。

問 6 オンライン資格確認等システムの導入状況をご回答ください。 ※○は 1 つ

O1 稼働中 O2 準備中のため稼働していない O3 義務化対象外のため稼働していない

問 6 で「02 準備中のため稼働していない」または「03 義務化対象外のため稼働していない」と回答された場合でも、引き続き問 7 以降をご回答ください。

問7 電子カルテシステムの導入状況をご回答ください。 ※○は1つ

*電子カルテシステムとは、電子カルテの三原則(「真正性」「見読性」「保存性」)を満たし、電子的に管理されているカルテを指します。レセプトコンピュータ(いわゆるレセコン)はレセプト(診療報酬明細書)を作成するもので、電子カルテシステムとは異なります。

O1 稼働中

02 未導入

【問6で「O1 稼働中」かつ問7で「O1 稼働中」と回答した場合、問7-1にご回答ください】

問7-1 オンライン資格確認等システムから電子カルテシステムに情報(資格情報や診療情報・薬剤情報・特定健診情報等)が自動転記されるよう連携していますか。 ※Oは1つ *一部の情報のみでも自動転記される場合は「O1」をお選びください。

01 自動転記できるよう連携している

02 自動転記されないが閲覧が可能である

(一部の情報のみ自動転記で連携している)

(※PDF 等でダウンロードした閲覧も含む)

O3 連携していない(O2 の場合を除く)

【問 7-1 で「O1」または「O2」と回答した場合、問 7-2 にご回答ください】

問 7-2 自動転記または閲覧が可能な情報として該当するものをお選びください。※該当するもの全てに〇

①自動転記している情報O1 資格情報O2 診療・薬剤情報O3 特定健診情報等②閲覧可能な情報O1 資格情報O2 診療・薬剤情報O3 特定健診情報等

問8 レセプトコンピュータの導入状況をご回答ください。 ※Oは1つ

01 導入済

02 導入予定

03 導入予定はない

【問8で「01 導入済」と回答した場合、問8-1にご回答ください】

問8-1 どのような方法でレセプトを請求していますか。 ※Oは1つ

01 オンライン

O2 電子媒体(光ディスク等)

03 紙

【問8-1で「02電子媒体(光ディスク等)」と回答した場合、問8-2、問8-3にご回答ください】

問8-2 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準である「オンライン請求を行っていること」に関する特例措置として、2023 年 12 月末までにオンライン請求を開始する旨の届出^注 5 をしていますか。 ※○は 1 つ

01 届出済

02 未届出

問8-3 届出したオンライン請求の開始予定時期をご回答ください。(届出に記載の開始時期を記入)

西暦()年()月

注5 医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関・薬局の施設基準として、オンライン請求を行っている ことが要件とされているところ、オンライン請求を行っていない保険医療機関・薬局がオンライン請求を令和5年12月31 日までに開始する旨の届出を行った場合には、令和5年12月31日までの間に限り、この要件を満たすものとみなされる。

問 6 で「02 準備中のため稼働していない」または「03 義務化対象外のため稼働していない」、問 8-1 で「03 紙」と回答した施設(いわゆるオンライン資格確認システムの義務化対象外の施設)におかれましては、質問は以上です。ご協力ありがとうございました。それ以外の施設におかれましては、引き続き問 9 以降にご回答ください。

問9 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準^{注6}を満たしていますか。※Oは 1 つ

O1 満たしている(特例措置を含む)

O2 満たしていない

- 注6 (1)電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
 - (2)オンライン資格確認を行う体制を有していること。オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと。
 - (3)次に掲げる事項を当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。(ア)オンライン資格確認を行う体制を有していること。(イ)当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

【問9で「01満たしている(特例措置を含む)」と回答した場合、問9-1~問9-4にご回答ください】

問 9-1 令和 5 年 4 月~6 月末における医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定件数の合計 (3か月分)をご回答ください。算定がない場合は「0」(ゼロ)とご記入ください。

①医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	件
②医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2	件
③医療情報・システム基盤整備体制充実加算3	件

【問 9-1 で「①医療情報・システム基盤整備体制充実加算1」を1件以上算定している場合、問 9-2、問 9-3 にご回答ください】

- 問 9-2 「医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1」の算定理由をご回答ください。 ※該当するもの全てに〇
 - 01 患者がマイナンバーカードを持参しなかった
 - O2 マイナンバーカードを持参したが、診療情報等の活用に同意しなかった
 - 03 患者のマイナンバーカードが破損等により利用できなかった
 - O4 その他(具体的に:

問9-3 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報等の取得ではなく、全ての項目を問診等により取得した場合の負担について、ご回答ください。 ※該当するもの1つに〇

- O1 過去の受診歴や薬剤情報等の取得について、マイナンバーカードの健康保険証利用による情報 取得よりも業務上の負担がかかった
- O2 マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得と、負担は変わらない
- O3 マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得よりも負担は軽い
- 04 わからない

【問 9-1 で「③医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3」を 1 件以上算定している場合、問 9-4 にご回答ください】

- 問 9-4 「医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3」の算定理由をご回答ください。 ※該当するもの全てに〇
 - 01 患者がマイナンバーカードを持参しなかった
 - O2 マイナンバーカードを持参したが、診療情報等の活用に同意しなかった
 - 03 患者のマイナンバーカードが破損等により利用できなかった
 - 04 その他(具体的に:_____)

問 10 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況をご回答く ださい。 ※0は1つ 01 活用している 02 活用していない 【問 10 で「01 活用している」と回答した場合、問 10-1~問 10-3にご回答ください】 問 10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容をご 回答ください。 該当するも 最大のもの の全てに〇 一つに〇 ①患者の受診歴 (医療機関名、受診歴)の確認 ②患者への診療実績(診療年月日、診療行為名)の確認 ③患者の薬剤情報(過去に服薬した薬の履歴)の確認 ④患者の特定健診情報(40歳以上の方の健診結果)の確認 ⑤その他(具体的に: 問 10-2 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用について、 どのような効果を感じましたか。該当するものをお選びください。 該当するも 最大のもの 一つに〇 の全てに〇 ①患者の過去の診療情報・薬剤情報・特定健診情報が把握でき、問診・診察が より正確になった ②正確な問診ができるようになり、問診・診察時間の短縮につながった ③他の医療機関での診療行為の内容を参考にした ④薬を処方する際、患者の薬剤情報を参考に重複投薬や併用禁忌を避けるこ とができた ⑤特定健診の結果(BMI、体重、肝機能、腎機能等)の数値を参考にした ⑥その他(具体的に: ⑦特にない・わからない 問 10-3 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用に関し、 患者にとってどのようなメリットがあると感じていますか。該当するものをお選びください。 該当するも 最大のもの の全てに〇 一つに〇 ①診療情報・薬剤情報・特定健診情報の伝え間違い/伝え忘れが減った ②問診票に記載する内容が少なくなり手間が減った ③医療スタッフが診察の中で診療情報・薬剤情報・特定健診情報に触れる等 して、情報が診察に活用された ④複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分 かり処方を調整できた ⑤その他(具体的に:)

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。 同封の返信用封筒で令和5年8月31日(木)迄にご返送下さい(切手不要)。

⑥特にない・わからない